

江津市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 江津市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	桜江中央地区農業集落排水処理施設 H13(19年) 川越地区農業集落排水処理施設 H18(14年) 小規模集合排水処理施設 H13(19年) 個別排水処理施設 H13(19年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用 R5.4.1 法適化予定 (一部適用)
処理区域内人口密度	桜江中央地区農業集落排水処理施設 20.8人/ha 川越地区農業集落排水処理施設 11.2人/ha 小規模集合排水処理施設 ----人/ha 個別排水処理施設 ----人/ha	流域下水道等への 接続の有無	なし
処 理 区 数	桜江中央地区農業集落排水処理施設 1処理区 川越地区農業集落排水処理施設 1処理区 小規模集合排水処理施設 1処理区 個別排水処理施設(合併処理浄化槽) 131基(H24.3.31廃止 5基)		
処 理 場 数	桜江中央地区農業集落排水処理施設 1箇所 川越地区農業集落排水処理施設 1箇所 小規模集合排水処理施設 1箇所 個別排水処理施設(合併処理浄化槽) 130基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	なし		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・従量制(基本料金に水道使用水量分を加算) (月額)基本料 (0~10 m³) 1,804円 超過料金 (11~20 m³) 194円 (21~30 m³) 206円 (31~40 m³) 218円 (41~50 m³) 231円 (51~100 m³) 244円 (101~300 m³) 257円 (301~ m³) 268円 ・水道水以外の水を使用している場合は、使用人数により汚水の量を認定、水道水と併用の場合は、比較して多い方を汚水の量として認定する。 一般家庭など、1か月につき (1人) 10m³、(2人) 16m³、3人以降1人につき5m³ずつ加算。 															
業務用使用料体系の 概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・従量制(同上) ・水道水以外の水を使用している場合は、使用人数により汚水の量を認定、水道水と併用の場合は、比較して多い方を汚水の量として認定する。 事業所など、1か月につき (1人) 10m³、2人以降1人につき2m³ずつ加算。 															
その他の使用料体系の 概要・考え方	なし															
条 例 上 の 使 用 料 *2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3,744 円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,350 円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,350 円</td> </tr> </table>	令和元年度	3,744 円	平成30年度	3,350 円	平成29年度	3,350 円	<table border="1"> <tr> <td>実質的な使用料 *3 (20 m³あたり) ※過去3年度分を記載</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,111 円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,745 円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,749 円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,111 円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,745 円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,749 円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,111 円	平成30年度	3,745 円	平成29年度	3,749 円
令和元年度	3,744 円															
平成30年度	3,350 円															
平成29年度	3,350 円															
実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,111 円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>3,745 円</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>3,749 円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,111 円	平成30年度	3,745 円	平成29年度	3,749 円									
令和元年度	4,111 円															
平成30年度	3,745 円															
平成29年度	3,749 円															

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名（農業集落排水事業特別会計支弁職員数）
事業運営組織	上下水道部門参事（1名） — 下水道課長（1名） — 下水道課課長補佐（1名） — 建設係（4名）、管理係（3名）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場、中継ポンプ場の維持管理業務 合併処理浄化槽の清掃保守点検業務
	イ 指定管理者制度	なし
	ウ PPP・PFI	なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

特になし

2. 経営の基本方針

・地域の公衆衛生及び生活環境の向上並びに農業用水及び公共用水域の水質保全を図り、安全で快適な生活環境づくりを推進する。農業集落排水の令和元年度末の供用開始件数による接続率は、桜江中央地区87.4%、川越地区68.1%となっている。今後は、人口減少等により料金改定以外の使用料収入の急激な増加は見込めない状況にある。施設は供用開始から14～19年経過しており、H29から「機能診断、最適整備構想策定、機能強化対策事業」を行い、今後「老朽化した施設の更新」への投資が必要となってくる。中長期的な視点で、維持可能な施設となるよう、接続率の向上、経費の削減に努め、経営改善に取り組む。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・新たな投資として、桜江中央地区及び川越地区の農業集落排水処理施設の2処理区について、施設の長期的な安定を確保するため、下記の事業を行う予定として計上。

R4年度	機能強化対策事業	(22,000千円)
R5年度	機能強化対策事業	(55,000千円)
R6年度	機能強化対策事業	(33,000千円)

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入	人口と有収水量から、 m^3 当たりの使用料単価を設定し、人口推計値と有収水量から使用料収入を算定。
・一般会計繰入金	基金残高を確保しながら、使用料で賄えない人件費や、施設管理費などについて最小限の繰入額を計上。
・地方債	建設事業費の財源として、国庫補助金や工事負担金で賄う部分を除き、新規地方債を借り入れる。また資本費の平準化と財源となる一般会計の各年度負担軽減を図るため、資本費平準化債を借り入れる。 ※地方債借入条件…利率年0.5%・元金均等償還
・工事負担金	新規加入者の加入分担金を年間で1件分の250千円を計上。
・国庫補助金	農業集落排水資源循環統合補助事業を活用し、(R4～R6)機能強化対策事業は事業費の50%を計上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費	農業集落排水事業特別会計では、1名分を支弁。R3の予算額を基準として設定し計上。
・動力費	拡張事業などがないことから、R3予算額をR12まで計上。
・修繕費	農業集落排水事業では、過去5年間の平均値20,000千円を計上。小規模集合排水処理事業及び個別排水処理事業は、現時点で大きな変化予測できないことからR3予算額と同額をR12まで計上。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	農業集落排水資源循環統合補助事業を活用し、桜江中央地区、川越地区において、策定した最適整備構想を基に、R4～R6に機能強化対策事業等を行う中で、最適化について検討していく。
投資の平準化に関する事項	特になし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特になし
その他の取組	特になし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入だけでは、汚水処理費用を賅えず、一般会計からの繰入が必要な状況となっている。今後も経費の削減を図りながら、適正な使用料への改定について検討していく。
資産活用による収入増加の取組について	特になし
その他の取組	経費の削減を図り、経費回収率50%以上を目標とする。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	特になし
職員給与費に関する事項	特になし
動力費に関する事項	機能強化対策事業などで、施設・設備が変更となった場合には、必要な修正を行う。
薬品費に関する事項	機能強化対策事業などで、施設・設備が変更となった場合には、必要な修正を行う。
修繕費に関する事項	機能強化対策事業などで、施設・設備が変更となった場合には、必要な修正を行う。
委託費に関する事項	機能強化対策事業などで、施設・設備が変更となった場合には、必要な修正を行う。
その他の取組	現在公営企業会計を適用せず、特別会計として事業実施しているが、財政の透明性・予見可能性の向上による財政マネジメントの強化を図るため、令和5年度から公営企業会計へ移行をするために準備を行うこととする。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	公営企業会計への移行や使用料の改定など、大きな修正が必要となる場合には見直しを行うほか、5年毎に計画の見直し・更新を行う。
---------------------	---

経営比較分析表（令和元年度決算）

鳥根県 江津市

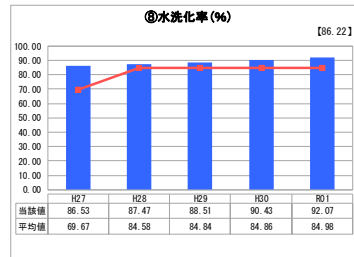
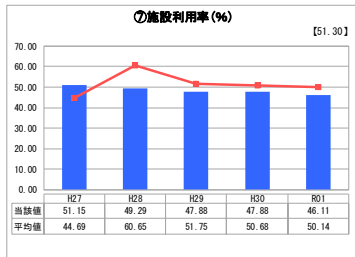
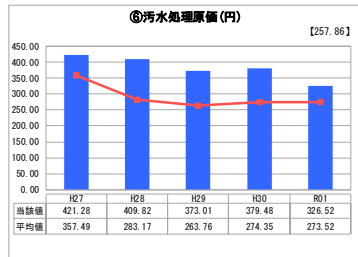
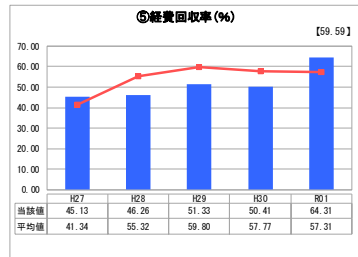
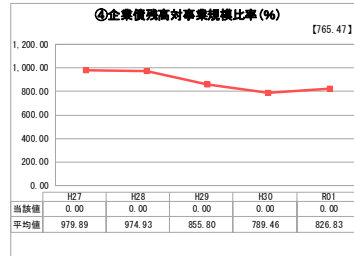
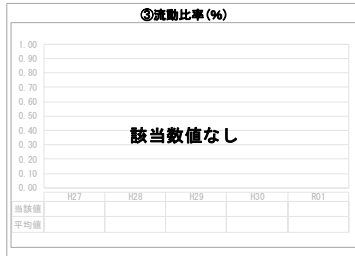
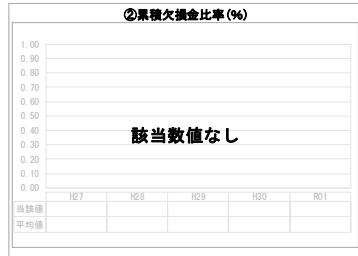
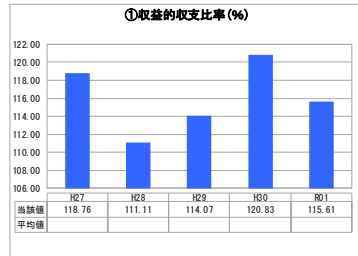
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	8.24	91.31	3,744

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,442	268.24	87.39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
1,916	1.10	1,741.82

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、使用料収入については料金改定により増進となったが、営業外収益のうち一般会計繰入金及び基金繰入金が増となり総収益は約16,000千円減となった。また、総費用は維持管理費のうち、職員給与費及び修繕費の減により12,000千円の減、地方債償還金は1,000千円の減となった。いずれの数値も低くなったが総収益の減少幅が大きかったことで、数値は下がった。今後も使用料収入増が見込めないため、さらに費用削減に努めなければならない。②経費回収率は直近は約48%で、R1は54%とかなり改善している。これは施設の維持管理費における修繕費の減と職員給与の削減によるものである。今後も施設の維持管理費の削減が必要である。汚水処理費の財源は、使用料収入不足分を基金の取り崩しと一般会計繰入金により賄っている。また、企業債の新規借入は災害復旧事業債発行したが企業債残高はH22をピークに減少している。この企業債償還の財源は、全額を一般会計繰入金で賄っている。③汚水処理原価については、類似団体平均値より少し高い値で推移しているが、汚水処理費は前年度より減少しているが、有収水量の減少が著しく原価は高くなった。今後もこの傾向は続いていく。④施設利用率は直近5年平均で約49%となっているが、人口減少により減速となり、依然として類似団体より低い値である。⑤水洗化率は、約92%で全国平均や類似団体平均を少し上回っている。昨年より数値が上がったのは、処理区域内人口の減少幅が著しいため、割合が高くなっただけであり、人口減少、少子高齢化により数値が大幅に上昇することは今後も見込めない。今後は機械設備の更新を計画的に行い維持管理費の削減を図り、財源確保のための料金改定を検討する必要がある。

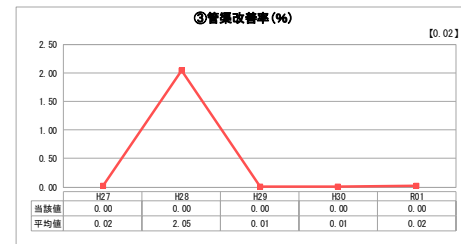
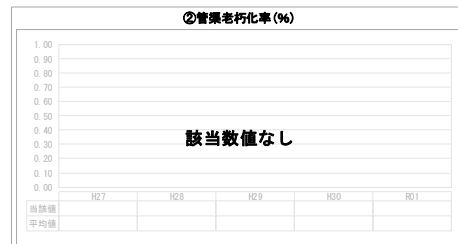
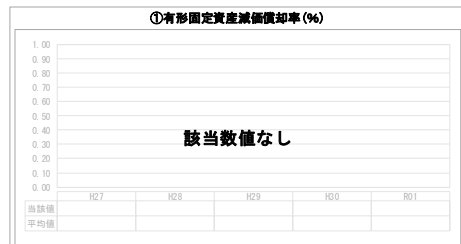
2. 老朽化の状況について

本市は地方公営企業法非適用につき、会計上の固定資産の減価償却を行っていないため、有形固定資産減価償却率の数値は出ていないが、実質は減価償却を行っており、この数値は法適用後に年々上昇していくと推測される。当施設は2処理区があり、桜江中央地区はH11に供開始し18年が経過、川越地区はH18に供開始し12年が経過したことにより、維持管理費も年々増加している状況である。管路施設については、耐用年数を経過しているため、老朽化の更新などの必要は生じていない。そのため、管路老朽化率は数値としては当分の間出ない。一方で、処理施設の機械設備などは、すでに耐用年数に到達しているものが多くあるため、修繕計画をもとにオーバーホールか取替を見極めて、長寿命化を図っていくとともに、施設更新の際は、将来需要の予測を踏まえて、施設・設備の合理化などを検討していく必要がある。とくに、汚泥脱水乾燥機設置及び通風装置等については老朽化が著しくR4より機能強化対策事業により、機械装置の更新に着手する予定である。

全体総括

農業集落排水事業における処理区は2つあるが、桜江中央は、H13.6に供開始し接続率は約94%、川越は、H18.4に供開始し接続率は約80%となっている。R1は料金改定により一定の使用料増であったが、今後大幅な収入増は見込めない。今後、処理区域内における人口は減少の一途であり、料金改定以外の使用料の増は見込めない状況にある。また、収支不足は恒常的であり、これを一般会計繰入金に依存しており、地方公営企業法適用後もこの経営体質は変わらないと予想される。施設は供開始してから13~18年が経過しており、とくに機械設備の老朽化が著しく、長寿命化のための更新計画が必要である。また、桜江中央は汚泥発酵肥料を生産しているが、今後大規模改修によりコスト削減に努め、長期的な経営を視野に肥料生産の中止も検討する必要がある。今後の経営を考慮して中長期的には料金改定について検討し、持続可能な施設となるよう経営経費の削減に努める。また、企業会計方式を早期に導入し、さらなる経営の効率化と改善を図っていく。

2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和元年度決算）

鳥根県 江津市

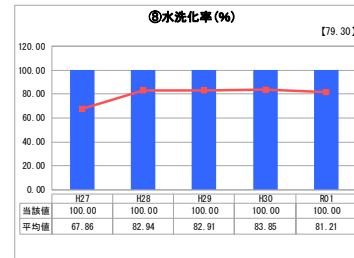
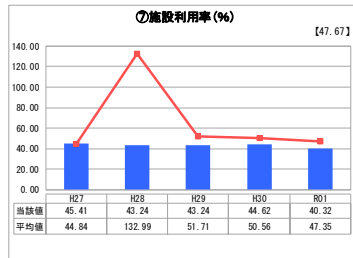
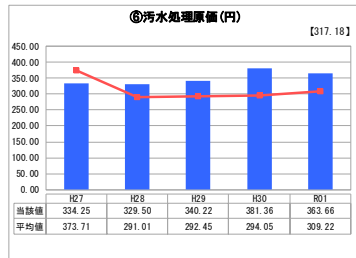
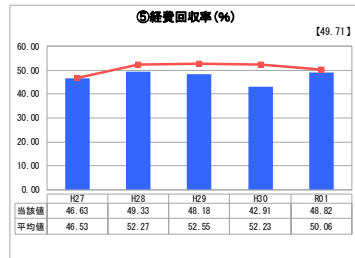
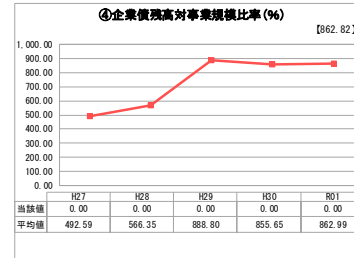
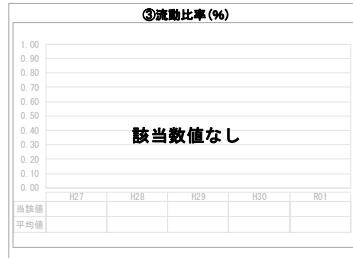
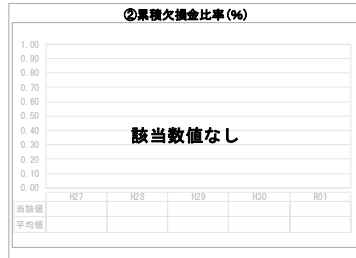
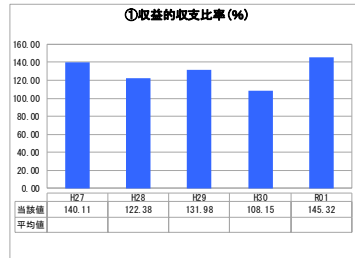
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	1.37	100.00	3,744

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,442	268.24	87.39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
319	108.98	2.93

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

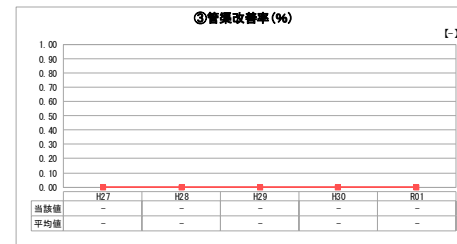
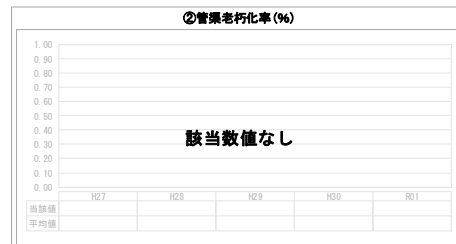
1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、営業収益のうち使用料収入は料金改定により微増となった。営業外収益のうち一般会計繰入金はR1は一般会計からの補填を増額したことにより、総収益が約4,000千円増となった。一方の費用は修繕費の減により、総費用が約1,800千円の減となったことで、比率はH29以前までの水準に戻った。④企業債残高対事業規模比率については、企業債の全額を一般会計から繰入しているため、数値は0である。⑤経費回収率は低下傾向であるが、使用料収入微増に対して修繕費が減少したことにより数値は改善した。しかし、全国平均及び類似団体平均より高い水準で推移しており、今後も汚水処理費の削減が必要である。債務残高は、H23をピークに減少しているが、財源はすべて一般会計繰入金で賄っている。⑥汚水処理原価は全国平均及び類似団体平均より高い値で推移している。R1は維持管理費用が減少したことで数値が改善したが、今後も団体より原価が高くなる傾向は変わらず、さらなる維持管理費の削減が必要となる。⑦施設利用率は、全国平均より低い水準となっているが、今後も人口減少により数値は低くなるのが予想される。⑧接続している住戸のすべてが水洗便所を設置している。今後は維持管理費の削減を図り、施設修繕等の財源確保のための料金改定を検討する必要がある。さらに施設維持管理については、一部住戸の施設廃止を含めた経営の効率化を検討する。

2. 老朽化の状況について

本市は地方公営企業法非適用につき、会計上の固定資産の減価償却を行っていないため、有形固定資産減価償却率の数値は出ていないが、実質は減価償却を行っており、この数値は法適用後に年々上昇していくと推測される。また、当施設はH13に供用開始したが、管路は浄化槽本体と一体資産であり、管渠としての資産登録がないため、今後、この施設における管路老朽化率の数値は今後も算出されない。今後は、既存施設の長寿命化を図っていくとともに、施設更新の際は、将来需要の予測を踏まえて、施設・設備の性能の合理化などを検討していく必要がある。将来的に使用の見込みがないものについては廃止を検討する必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

個別排水処理事業の処理区は、桜江区域の集合処理区域外のエリアにおいて個別の住宅施設等に5人槽から60人槽までの合併処理浄化槽129基を設置し、施設整備事業はH23に完了し、維持管理を行っている。R1は料金改定により、一定の使用料収入増となった。処理区域内の人口は減少の一途となり、料金改定による使用料収入増以外、急激な増は見込めない状況にある。収支の均衡を確保するために一般会計からの繰入金に依存しており、その経営体質は地方公営企業法適用後も変わらないと予想される。今後は施設の長寿命化対策及び更新への投資が必要となる。その費用を賄うため、中長期的な視点で、適正な料金設定について検討し、持続可能な施設となるよう、経常経費の削減など経営改善に向けた取り組みが必要である。また、使用されない施設が今後発生する可能性もあり、施設の一部廃止を検討する必要がある。今後は、事業経営に企業会計方式を導入し、さらなる経営の効率化と改善を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

経営比較分析表（令和元年度決算）

鳥根県 江津市

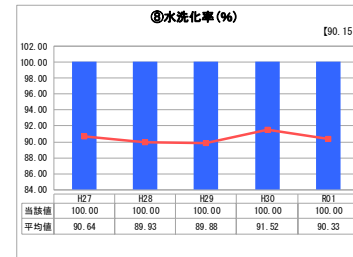
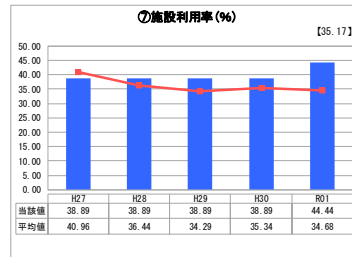
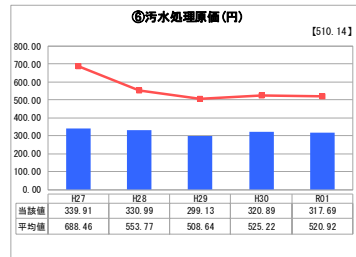
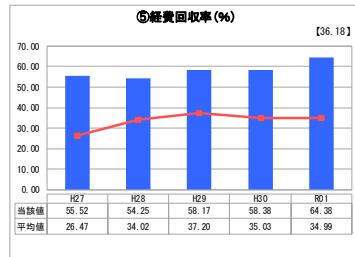
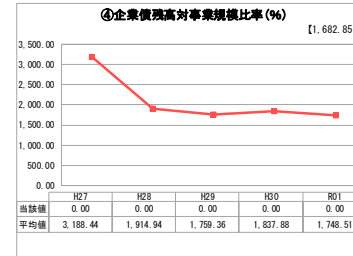
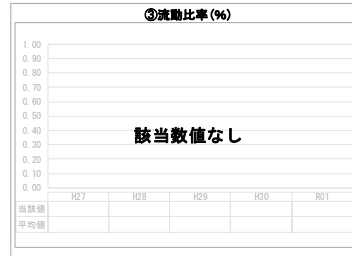
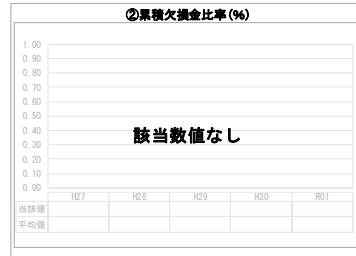
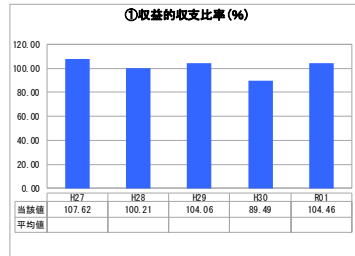
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	I2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有効率(%)	1か月20㎡当たり定額料金(円)
-	該当数値なし	0.15	100.00	3,744

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,442	268.24	87.39
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
35	0.01	3,500.00

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

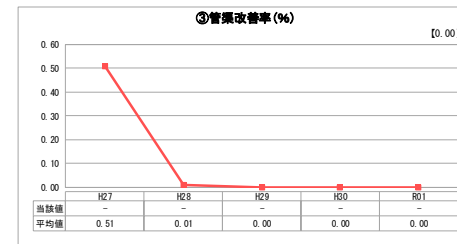
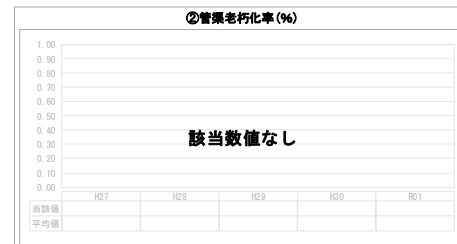
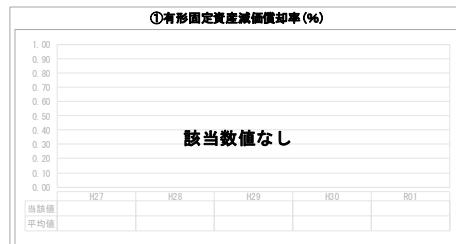
1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は営業収益のうち、使用料収入は料金改定により微増となったが、営業外収益において、昨年是一般会計繰入金による収支不足補填を少なくしたために100%以下となったが、今年度は収支不足補填を増額したため100%を超えた。④企業債残高対事業規模比率については、企業債の全額を一般会計から繰入しているため数値は0となっている。⑤経費回収率は64%で、使用料収入増で費用が横ばいとなったことで、数値は改善した。全国平均及び類似団体平均よりは高い値となっているが、依然として低い経費回収率であり、今後使用料の増は見込めないために費用の削減が必要となる。また、収支不足については一般会計繰入金及び基金の取り崩しにより賄っている。債務残高はH22をピークに減少しているが、その財源は全額を一般会計繰入金で賄っている。⑥汚水処理原価は全国平均及び類似団体平均より低い値で推移している。しかし、年間の企業債元金償還額が増えている一方で有収水量がほぼ横ばいであり、原価は上昇した。⑦施設利用率は処理区域内人口増による使用料増で微増となった。⑧接続している住戸のすべてが水洗便所を設置している。今後は、維持管理費の削減を図り、施設修繕等の財源確保のための料金改定を検討する必要がある。

2. 老朽化の状況について

本市は地方公営企業法非適用につき、会計上の固定資産の減価償却を行っていないため、有形固定資産減価償却率の数値は出ていないが、実質は減価償却を行っており、この数値は法適用後に年々上昇していくと推測される。また、当施設H14に供用開始し、比較的管が新しいために、老朽管の更新などはまだ行っていないので、管渠老朽化率の数値は出ていない。今後は、既存施設の長寿命化を図っていくとともに、施設更新の際は、将来需要の予測を踏まえて、施設・設備の性能の合理化などを検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

小規模集合処理区はI処理区で、中規模の合併処理浄化槽90人槽1基で処理している。H14.2に供用開始して整備事業は完了している。残りの区画も今後接続予定であり、整備した区画のすべてが接続することになる。R1は料金改定により一定の使用料収入増となった。しかし、処理区域内の人口は減少の一途となり、料金改定による使用料収入増以外、急激な収入増は見込めない状況にある。収支の均衡を保つために一般会計からの繰入金に依存しており、その経営体質は地方公営企業法を適用後も変わらないと予想される。施設は18年を経過しており、施設の長寿命化対策及び更新への投資が必要となる。その費用を賄うため、中長期的な視点で、適正な料金設定について検討し、持続可能な施設となるよう、経常経費の削減など経営改善に向けた取り組みが必要である。今後は、経営に企業会計方式を早期に導入して、さらなる経営の効率化と改善を図っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

【農業集落排水事業】

(単位:千円, %)

区 分		年 度		1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
		(決算)		(決算)	(見込)										
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	185,118	162,743	168,711	174,937	261,276	258,037	251,107	241,098	235,830	235,987	243,951	227,634	
		(1) 営 業 収 益 (B)	36,632	36,634	34,907	35,672	123,184	122,047	122,034	120,183	116,388	112,889	112,230	111,206	
		ア 料 金 収 入	36,623	36,625	34,898	35,663	35,351	35,039	34,727	34,415	34,103	33,791	33,479	33,167	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ 長 期 前 受 金 収 入					87,824	86,999	87,298	85,759	82,276	79,089	78,742	78,030	
		エ そ の 他	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
		(2) 営 業 外 収 益	148,486	126,109	133,804	139,265	138,092	135,990	129,073	120,915	119,442	123,098	131,721	116,428	
		ア 他 会 計 繰 入 金	133,320	111,838	133,804	139,265	132,849	130,164	123,067	114,938	113,578	117,246	125,869	110,576	
		イ 他 会 計 補 助 金					5,243	5,826	6,006	5,977	5,864	5,852	5,852	5,852	
		ウ そ の 他	15,166	14,271											
		2 総 費 用 (D)	78,014	85,870	86,441	86,077	177,418	175,525	174,302	170,968	165,623	160,655	158,539	156,200	
		(1) 営 業 費 用	56,443	66,328	68,425	69,531	69,355	69,187	69,027	68,875	68,731	68,594	68,465	68,344	
		ア 職 員 給 与 費	5,895	6,255	6,345	6,436	6,529	6,623	6,718	6,815	6,913	7,012	7,113	7,216	
		ウ ち 退 職 手 当	509	534	548	556	564	572	580	632	597	606	614	623	
		イ そ の 他	50,548	60,073	62,080	63,095	62,826	62,564	62,309	62,060	61,818	61,582	61,352	61,128	
(2) 営 業 外 費 用	21,571	19,542	18,016	16,546	108,063	106,338	105,275	102,093	96,892	92,061	90,074	87,856			
ア 支 払 利 息	21,068	19,542	18,016	16,546	14,996	13,513	11,971	10,357	8,752	7,120	5,480	3,974			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ 減 価 償 却 費					93,067	92,825	93,304	91,736	88,140	84,941	84,594	83,882			
ウ そ の 他	503														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	107,104	76,873	82,270	88,860	83,858	82,512	76,805	70,130	70,207	75,332	85,412	71,434			
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	218,150	42,221	100,761	22,600	62,200	45,000	17,300	25,700	28,000	25,700	10,400		
		(1) 地 方 債	37,200	11,900	19,300	9,600	29,700	25,500	17,300	25,700	28,000	25,700	10,400		
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債				600	7,200	12,000	17,300	25,700	28,000	25,700	10,400		
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	147,279	1,650	54,724	10,000	25,000	15,000							
		(6) 工 事 負 担 金		250	250										
		(7) そ の 他	33,671	28,421	26,487	3,000	7,500	4,500							
		2 資 本 的 支 出 (G)	300,252	96,163	182,929	111,460	146,058	127,512	94,105	95,830	98,207	101,032	95,812	71,434	
		(1) 建 設 改 良 費	218,150	15,430	100,660	22,000	55,000	33,000							
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	82,102	80,733	82,269	89,460	91,058	94,512	94,105	95,830	98,207	101,032	95,812	71,434	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 82,102	△ 53,942	△ 82,168	△ 88,860	△ 83,858	△ 82,512	△ 76,805	△ 70,130	△ 70,207	△ 75,332	△ 85,412	△ 71,434			

投資・財政計画 (収支計画)

【農業集落排水事業】

(単位:千円, %)

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	25,002	22,931	102									
積 立 金 (K)	112,961	11,151										
前年度からの繰越金 (L)	104,672	16,713										
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	16,713	28,493	102									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)		28,493										
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	115.61%	97.68%	100.00%	99.66%	97.32%	95.56%	93.55%	90.37%	89.39%	90.18%	95.91%	100.00%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	36,632	36,634	34,907	35,672	123,184	122,047	122,034	120,183	116,388	112,889	112,230	111,206
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	1,076,590	1,007,757	944,788	864,928	803,570	734,558	657,753	587,623	517,416	442,084	356,672	285,238

○他会計繰入金

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
収 益 的 収 支 分	133,320	111,838	133,804	139,265	132,849	130,164	123,067	114,938	113,578	117,246	125,869	110,576
うち基準内繰入金	103,170	100,275	100,285	105,406	98,854	96,025	88,776	80,487	78,959	82,452	90,892	75,408
うち基準外繰入金	30,150	11,563	33,519	33,859	33,995	34,139	34,291	34,451	34,619	34,794	34,977	35,168
資 本 的 収 支 分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合 計	133,320	111,838	133,804	139,265	132,849	130,164	123,067	114,938	113,578	117,246	125,869	110,576

投資・財政計画 (収支計画)

【個別排水処理事業】

(単位:千円, %)

区 分		年 度		1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
		(決算)	(決算見込)													
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)		23,169	14,111	14,498	14,306	19,743	19,096	18,844	18,760	18,534	18,281	18,092	17,818	
	(1)	営 業 収 益 (B)		4,907	5,097	4,850	4,836	10,547	10,283	10,033	9,966	9,743	9,507	9,322	9,067	
		ア 料 金 収 入		4,904	5,096	4,849	4,835	4,807	4,793	4,765	4,751	4,723	4,709	4,681	4,667	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウ 長 期 前 受 金 収 入							5,739	5,489	5,267	5,214	5,019	4,797	4,640	4,399
		エ そ の 他		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2)	営 業 外 収 益		18,262	9,014	9,648	9,470	9,196	8,813	8,811	8,794	8,791	8,774	8,770	8,751	
		ア 他 会 計 繰 入 金		13,135	3,988	9,648	9,470	9,155	8,772	8,770	8,753	8,750	8,733	8,729	8,710	
		イ 他 会 計 補 助 金						41	41	41	41	41	41	41	41	41
		ウ そ の 他		5,127	5,026											
	2	総 費 用 (D)		11,260	11,263	11,605	11,530	17,237	16,915	16,621	16,495	16,226	15,928	15,694	15,374	
	(1)	営 業 費 用		9,974	10,123	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	
		ア 職 員 給 与 費														
		イ そ の 他		9,974	10,123	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	10,539	
	(2)	営 業 外 費 用		1,286	1,140	1,066	991	6,698	6,376	6,082	5,956	5,687	5,389	5,155	4,835	
	ア 支 払 利 息		1,215	1,140	1,066	991	918	846	774	701	627	551	474	395		
	イ 減 価 償 却 費						5,780	5,530	5,308	5,255	5,060	4,838	4,681	4,440		
	ウ そ の 他		71													
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)		11,909	2,848	2,893	2,776	2,506	2,181	2,223	2,265	2,308	2,353	2,398	2,444		
収 益 的 支 出	1	資 本 的 収 入 (F)		1,515	1,542	1,570	1,598	1,627	1,656	1,686	1,716	1,748	1,779	1,811	1,844	
	(1)	地 方 債														
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2)	他 会 計 補 助 金		1,515	1,542	1,570	1,598	1,627	1,656	1,686	1,716	1,748	1,779	1,811	1,844	
	(3)	他 会 計 借 入 金														
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6)	工 事 負 担 金														
	(7)	そ の 他														
	2	資 本 的 支 出 (G)		4,683	4,390	4,463	4,374	4,133	3,837	3,909	3,981	4,056	4,132	4,209	4,288	
	(1)	建 設 改 良 費														
		ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)		4,683	4,390	4,463	4,374	4,133	3,837	3,909	3,981	4,056	4,132	4,209	4,288	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他															
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 3,168	△ 2,848	△ 2,893	△ 2,776	△ 2,506	△ 2,181	△ 2,223	△ 2,265	△ 2,308	△ 2,353	△ 2,398	△ 2,444		

投資・財政計画 (収支計画)

【個別排水処理事業】

(単位:千円, %)

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	8,741											
積 立 金 (K)	8,752											
前年度からの繰越金 (L)	11											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	145.32%	90.15%	90.23%	89.95%	92.39%	92.02%	91.79%	91.62%	91.38%	91.13%	90.90%	90.62%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	4,907	5,097	4,850	4,836	10,547	10,283	10,033	9,966	9,743	9,507	9,322	9,067
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	63,410	59,020	54,557	50,183	46,050	42,213	38,304	34,323	30,267	26,135	21,926	17,638

○他会計繰入金

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	13,135	3,988	9,648	9,470	9,155	8,772	8,770	8,753	8,750	8,733	8,729	8,710
うち基準内繰入金	5,898	3,988	3,959	3,767	3,424	3,027	2,997	2,966	2,935	2,904	2,872	2,839
うち基準外繰入金	7,237		5,689	5,703	5,731	5,745	5,773	5,787	5,815	5,829	5,857	5,871
資 本 的 収 支 分	1,515	1,542	1,570	1,598	1,627	1,656	1,686	1,716	1,748	1,779	1,811	1,844
うち基準内繰入金	1,515	1,542	1,570	1,598	1,627	1,656	1,686	1,716	1,748	1,779	1,811	1,844
うち基準外繰入金												
合 計	14,650	5,530	11,218	11,068	10,782	10,428	10,456	10,469	10,498	10,512	10,540	10,554

投資・財政計画 (収支計画)

【小規模集合排水処理事業】

(単位:千円, %)

区 分		年 度		1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
		(決算)	(決算見込)												
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)		2,481	2,370	1,970	1,962	2,239	2,154	2,145	2,135	2,126	2,116	2,106	2,096
	(1)	営 業 収 益 (B)		563	516	521	521	807	730	730	730	730	730	730	730
		ア 料 金 収 入		562	515	520	520	520	520	520	520	520	520	520	520
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ 長 期 前 受 金 収 入							286	209	209	209	209	209	209
		エ 所 の 他		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2)	営 業 外 収 益		1,918	1,854	1,449	1,441	1,432	1,424	1,415	1,405	1,396	1,386	1,376	1,366
		ア 他 会 計 繰 入 金		1,622	1,502	1,449	1,441	1,432	1,424	1,415	1,405	1,396	1,386	1,376	1,366
		イ 他 会 計 補 助 金													
		ウ 所 の 他		296	352										
	2	総 費 用 (D)		1,224	1,195	1,170	1,145	1,405	1,302	1,275	1,247	1,219	1,190	1,161	1,131
	(1)	営 業 費 用		864	868	868	868	868	868	868	868	868	868	868	868
		ア 職 員 給 与 費													
		イ 所 の 他		864	868	868	868	868	868	868	868	868	868	868	868
	(2)	営 業 外 費 用		360	327	302	277	537	434	407	379	351	322	293	263
	ア 支 払 利 息		351	327	302	277	251	225	198	170	142	113	84	54	
	イ 減 価 償 却 費						286	209	209	209	209	209	209	209	
	ウ 所 の 他		9												
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)		1,257	1,175	800	817	834	852	870	888	907	926	945	965	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)		384	392	400	408	417	426	435	444	453	463	473	483
	(1)	地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2)	他 会 計 補 助 金		384	392	400	408	417	426	435	444	453	463	473	483
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他													
	2	資 本 的 支 出 (G)		1,151	1,175	1,200	1,225	1,251	1,278	1,305	1,332	1,360	1,389	1,418	1,448
	(1)	建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)		1,151	1,175	1,200	1,225	1,251	1,278	1,305	1,332	1,360	1,389	1,418	1,448
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金													
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 767	△ 783	△ 800	△ 817	△ 834	△ 852	△ 870	△ 888	△ 907	△ 926	△ 945	△ 965	

投資・財政計画 (収支計画)

【小規模集合排水処理事業】

(単位:千円, %)

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	490	392										
積 立 金 (K)	504	392										
前年度からの繰越金 (L)	14											
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	104.46%	100.00%	83.12%	82.78%	84.30%	83.49%	83.14%	82.78%	82.44%	82.05%	81.66%	81.27%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	563	516	521	521	807	730	730	730	730	730	730	730
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	15,860	14,685	13,485	12,260	11,009	9,731	8,426	7,094	5,734	4,345	2,927	1,479

○他会計繰入金

年 度	1年度 (決算)	2年度 (決算見込)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	1,622	1,502	1,449	1,441	1,432	1,424	1,415	1,405	1,396	1,386	1,376	1,366
うち基準内繰入金	1,118	1,110	1,102	1,094	1,085	1,077	1,068	1,058	1,049	1,039	1,029	1,019
うち基準外繰入金	504	392	347	347	347	347	347	347	347	347	347	347
資 本 的 収 支 分	384	392	400	408	417	426	435	444	453	463	473	483
うち基準内繰入金	384	392	400	408	417	426	435	444	453	463	473	483
うち基準外繰入金												
合 計	2,006	1,894	1,849	1,849	1,849	1,850	1,850	1,849	1,849	1,849	1,849	1,849